

ダイワのNISA取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 取引口座 (省 略)</p> <p>4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が<u>20</u>歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。</p> <p>5.～6. (省 略)</p> <p>第15条 ジュニア NISA 口座及び課税ジュニア NISA 口座における留意事項 (省 略)</p> <p>(4) ジュニア NISA 口座を開設しているお客様が満 <u>20</u> 歳に達したことにより租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項の規定に基づいて NISA 口座に自動的に移行する場合、ジュニア NISA 口座で行っている積立投資は、NISA 口座において継続するものとします。 (省 略)</p> <p>附則 この約款は、<u>2020</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第2条 取引口座 (現行どおり)</p> <p>4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が<u>18</u>歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。</p> <p>5.～6. (現行どおり)</p> <p>第15条 ジュニア NISA 口座及び課税ジュニア NISA 口座における留意事項 (現行どおり)</p> <p>(4) ジュニア NISA 口座を開設しているお客様が満 <u>18</u> 歳に達したことにより租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項の規定に基づいて NISA 口座に自動的に移行する場合、ジュニア NISA 口座で行っている積立投資は、NISA 口座において継続するものとします。 (現行どおり)</p> <p>附則 この約款は、<u>2023</u>年<u>1</u>月<u>1</u>日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>